

# 順心広尾学園後援会規約

(名称)

第1条 本会は順心広尾学園後援会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会を次の所在地に置く。

東京都港区南麻布 5-1-14 学校法人順心広尾学園内

(目的)

第3条 本会は順心広尾学園(以下「学園」という。)を後援し、学園の振興発展に寄与すると共に会員間並びに教職員との相互親睦を図る。

(行事)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

1. 学園の年間行事に関する後援
2. その他本会の目的に必要な事項

(会員)

第5条 会員は以下のものとする。

1. 順心女子学園高等学校、広尾学園高等学校の卒業生の保護者は、卒業と同時に一般会員とする。
2. 学園に在籍していた実績がある生徒の保護者の申請により入会を希望し、これを学園が認めたものを一般会員とする。
3. 学園の発展に寄与しその功績を学園が認めたものを特別会員とする。

(期間)

第6条

1. 一般会員は入会より6年間とする。
2. 特別会員は入会より5年間とする。
3. 会員期間満了となったものは更新手続きをすることにより引き続き5年間、会員の資格を得ることができる。以降の更新についても同様とする。
4. なお、会員期間の起算日は4月1日とする。

(会費)

第7条

1. 一般会員の初回会費は、3,600円とする。
2. 特別会員の会費は、6,000円とする。
3. 会員期間の延長を希望するものは定められた期日までに、6,000円を一括納入する。
4. 一般会員の初回会費は以下の方法により徴収することとする。
  - ① 中学校から入学した場合、高等学校卒業までの72カ月に毎月50円を積み立てることとする。
  - ② 高等学校から入学した場合、入学時に1,800円、入学から卒業までの36カ月に毎月50円を積み立てることとする。
  - ③ その他の途中入学の場合、仮に中学校から入学していたら、現在までに積み立てていたであろう金額(①参照)を途中入学時に積立て、その後は高等学校卒業まで毎月50円を積み立てることとする。
  - ④ 高校卒業の資格を得なかった場合、積立金を返還することとする。
5. 特別な理由で会費納入免除の申請がある場合、役員会の承認により、会費を免除することができる。
6. 会員期間の延長の際は、兄弟姉妹等複数名卒業している場合でも、1名分の会費とする。
7. 途中退会の場合、会費の返金はしない。

(役員)

第8条

1. 本会は次の役員を置く。  
会長、副会長、会計、総務、監査
2. 役員は役員会の推薦に基づき、学園の承認を経て、総会で選任する。  
なお、役員会とは会長、副会長、会計、総務で構成される。
3. 会長は本会を代表する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは代行する。
5. 会計は本会の経理等を行う。
6. 総務は本会の行事全般等を担う。
7. 監査は本会の会計を監査する。
8. 役員会の決議は役員の過半数をもって決議する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。
9. 過半数の役員から請求があったとき、会長は役員会を招集しなければならない。
10. 学園と協議のうえ役員会推薦により臨時に役員を選出する事ができる。これを、臨時役員と称す。臨時役員は役員と協力し本会の運営を補佐するものとする。

(役員任期)

第9条

1. 役員の任期は1期2年とし、最長、3期6年とする。
2. 第9条1項の役員任期(3期6年)を満了後、本会運営のため、学園または役員会の要請により総会の決議をもって、1期2年を限度とし追加再任することできる。
3. 臨時役員の任期は1年以内とする。

(定例総会)

第10条

1. 本会の総会は、本会会員により、年1回開催することとする。
2. 議長は会長、または会長が指名する。
3. 総会は次の事項を決議する。  
行事報告、決算報告ならびに、次年度の行事案、予算案、役員の選任。  
本規約の改正、その他役員会で必要と認めた事項。
4. 総会の議案は出席会員の過半数をもって決議する。但し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(臨時総会)

第11条 役員会の決議もしくは会員総数の20分の1以上の要求があるときは、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(退会)

第13条 退会は本人の申し出による。

(資格喪失)

第14条 引き続き会員としての更新手続きがない場合には、直ちに会員資格を失う。

なお、本規約に定めのない事項については役員会で協議する。

(設立)

本会の設立年月日は昭和56年4月1日とする。

この規約は平成 7 年 4 月 22 日から施行する。

この規約は平成 13 年 4 月 29 日から施行する。

この規約は平成 19 年 4 月 1 日から順心広尾学園後援会と名称変更する。

この規約は平成 21 年 4 月 25 日から施行する。

この規約は平成 25 年 4 月 27 日から施行する。

この規約は平成 26 年 4 月 19 日から施行する。

この規約は平成 27 年 4 月 25 日から施行する。

この規約は平成 29 年 4 月 22 日から施行する。

この規約は 2022 年 6 月 25 日から施行する。